

18歳の君たちに知ってほしい 消費者を守る法律の豆知識

堤 茂豊 (つつみ・しげとよ)
弁護士

「18歳の消費者問題」シリーズ第2弾でも取り上げたマルチ商法。これは若者の消費者被害のなかで金銭的に、そして精神的に当事者らに大きなダメージを与える。誰もが被害者、加害者になりうるこの問題商法は、日常生活のどこにでも翼を張りめぐらせている。法律相談の事例をもとに被害回復と未然防止のための法的知識を身につけよう。

大学2年生 Aさんの相談

Aさんとそのご家族から相談を受けました。Aさんは20歳の大学生です。

・家族「Aが変なビジネスに引っ掛かってしまいました。マルチ商法と思います。家に商品がいっぱいきていたのを見つけAに聞いただけして分かったのです。今から解約できますか」

・Aさん「先輩の誘いで、説明会に参加したところ、X社の『マルチ取引ではない』『頑張れば誰でも稼げる』『月に100万円稼いでいる人も大勢いる』『夢をかなえるためにはお金が必要』『ビジネスの知識が得られる』『販売する化粧品などは有名人も使用している』などと勧誘を受けました。本当に誰でも稼げるのかと少し不安はありましたが、先輩の紹介であるので安心したことや、熱心に勧誘を受けたり、

お世話になっている先輩の手前もあつたりして断ることは考えられませんでした」

(傍線部は若者に対する悪質マルチの勧誘でよく使われます)

「この前、同級生を一人誘ってしまいました」

「毎月最低限買わなければならない商品約1万5000円分と商品知識が必要として約20万円分の商品を購入して家にあります。一部使用しました。支払いはクレジットカード利用です」

書類を見せていただくと、健康食品や化粧品等の販売を行うX会社と契約していました。主な契約内容は①会員になり個人事業者として登録②会員価格で購入した物品を販売する③他の会員を獲得することでポイントを獲得しポイントに応じて配当やボーナスが受け取れる——というものでした。また、会員は、獲得ポイントに

応じて14の階層があり、上に行くほど配当が大きいというものです。いわゆるピラミッド型の組織で悪質なマルチ取引が多いとされています。

ただ、内容は複雑で当職(筆者)が見ても全体がどのような構造なのか判断ができませんでした。

マルチ商法とは

マルチ商法は、法律上「連鎖販売取引」(特定商取引に関する法律(以下「法」といいます)33条)といわれる取引の一般的によく使われている名称です。マルチ商法という呼び名のほかに、ネットワークビジネス、コミュニケーション・ビジネス、マルチ・レベル・マーケティングなどさまざまな名前前で呼ばれています。

その取引の形態は、「一言でいうと、販売員組織が拡大するに伴い利益が得られることを誘い文句にして、商品等を販売する取引シス

テム」(久米川良子ほか編著「特定商取引のトラブル相談Q&A」民事法研究会148頁)といわれ、商品そのものの販売と同じくらい、またはそれ以上に販売員の拡大に重きを置くビジネススタイルです。そして、マルチ商法と呼ばれる連鎖販売取引は、その内容について法で厳しくルールが決められています。

ただ、逆にいえば、マルチ商法はそのルールさえ守れば法で認められた取引であるということでもあります。このことを逆手にとった悪質な業者が、「マルチ商法は法律に認められた取引形態である」と説明することがあり、消費者が騙される一因となっています。

Aさんの事案についての 弁護士の対応

Aさんの場合、X社との契約を解除するとともに、すでに購入してしまった20万円以上の商品代金

を返金させることがAさんや家族の希望です。

この場合に考えられる方法としてクーリング・オフがあります(法40条)。クーリング・オフは法定の契約書面受領後20日以内であれば契約の解除ができるというものであり、解除の理由は必要ありません。購入した商品があれば返品し返金を受けられます。

また、クーリング・オフ期間を経過していた場合でも、中途解約と購入済み商品の返品制度があります(法40条の2)。クーリング・オフの場合、契約の解除に伴って消費者に契約解除料等を請求することはできませんが、中途解約の場合、業者は違約金の請求ができます。ただし、違約金の額は、契約の締結等のため必要であった額に制限され、業者の請求額をそのまま支払うものではありません。

他に考えられる方法としては、法の厳しいルール(例えば、勧誘の際、商品の品質や他の会員を勧誘したときのボナナスなどについて事実と異なることを告げることが禁止されている)に違反していて、消費者が事実を誤って理解して業者と契約してしまった場合は、契約締結の意思を取り消すことができます(法40条の3)。

Aさんについては、契約時からすでに2カ月を経過していました。

また、契約締結に関し、事実と異なる勧誘を受けたことについても、明確なものがありませんでした。そこで中途解約をすることとし、X社に当職から内容証明郵便で解約する旨を伝えました。

その後、X社と数回のやり取りを経て、AさんとX社との会員取引を解約し、購入していた商品も返品したうえ返金を受けることができました。

弁護士報酬として、Aさんから5万円+消費税をいただきました。

Aさんのその後

Aさんの先輩は、サークル仲間を多数勧誘していました。Aさんは、X社との契約を解約した後、先輩に辞めたことを伝えたところ特段の反応はなかったようです。Aさんの解約を契機として、そのサークルでの勧誘はなくなり、先輩に誘われてX社と契約していた多くの仲間もX社との契約を解約しました。

Aさんが誘った友人に対しても、Aさんがお詫びをして解約したそうです。

Aさんは、その後、別の知り合いから仮想通貨に関するマルチ商法の誘いを受けましたが、当然断っています。

被害に遭わないために

マルチ商法の被害に遭わないためには、まずは契約しないことが最も大事です。ただ、マルチ商法の最大の問題でもある「知り合いからの勧誘」という手法によって、怪しいとうすうす感じていても断りにくくなっています。

また、始めてみてうまくいかないときも、勧誘者に遠慮して契約をやめにくいという点があります。

そうすると、マルチ商法そのものを規制する必要があります。先に述べたように、マルチ商法(連鎖販売取引)は法でさまざまなルールが決められています。ルールに違反しているのかどうかの判断は難しいですし、違反しているとしても、国が自動的に契約を取り消してくれるわけではありません。自分たちで動いてクーリング・オフや中途解約の手続きをしなければならず、場合によっては訴訟によって損害賠償をしていかなければなりません。弁護士に頼めば、内容証明郵便を送付するだけでも5万円程度はかかりますし、裁判をすれば少なくとも30万円以上はかかるでしょう。

結局、マルチ商法の被害に遭わないために、消費者ができることは、勧誘を受けた場合に、危険な取

引であることを察知し、勧誘者との人的関係を壊してでも断ることです。

若いうちは友人関係が特に大切であり、かけがえのないものです。ただ、マルチ商法については、ほとんどがビジネスとしては成り立たないもので成功することはありません。よって、勧誘を受け入れた場合、いずれ経済的に損失を被り勧誘者との関係が悪化することは避けられません。そうすると、勧誘時に断ったほうが自分の財産を失うことがないだけです。また、マルチ商法に加われば、自分も勧誘者として大切な友人を失うことにもなりかねません。

マルチ商法の被害を少しでもなくすためには、手口や実態を知ることです。ぜひ、マルチ商法について誘われた場合(できれば誘われる前に)、情報を集めてその実態を知ってください。

高校における消費者教育

大阪弁護士会では、現在、高校生に対する消費者教育に力を入れています。民法の成年年齢が18歳になると高校生でも契約ができて消費者被害に遭いやすと考えられ、マルチ商法の被害も広がると見られます。